

(二)

1 の申										2							
ニ	ハ	ロ	イ	出	合	請	次	住	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	1	ヘ	方
千	五	百	百	出	計	に	の	宅	ト	メ	ト	五	百	百	以	ト	メ
平	以	以	以	さ	に	係	及	増	五	二	千	以	以	平	外	五	ト
方	内	内	内	れ	応	住	び	築	千	千	平	内	内	方	の	千	ト
メ	の	の	の	た	じ	宅	に	し	以	以	以	の	の	メ	場	以	ト
ト	の	の	の	場	併	が	属	又	内	内	内	の	の	ト	合	内	以
ル	ト	ト	ト	合	せ	掲	す	は	メ	メ	メ	ト	ト	ル	の	メ	内
を	ル	を	を	て	(一)	げ	る	改	の	の	の	を	を	ル	も	ト	の
超	を	超	以	の	掲	る	一	築	ト	ト	を	超	超	以	の	ル	の
え	超	え	内	規	げ	る	区	し	を	を	え	え	え	内	を	を	の
、	え	、	の	定	額	の	分	よ	超	三	、	、	、	の	え	、	、
二	三	一	百	す	建	建	に	う	六	十	十	十	十	五	九	一	五
千	千	万	万	る	築	物	よ	八	十	八	九	九	九	万	万	万	万
五	万	平	平	書	物	の	う	万	九	万	万	万	万	平	平	平	平
百	三	方	方	類	の	床	と	万	万	五	六	六	平	万	万	万	万
平	千	メ	メ	が	て	面	す	八	八	千	千	千	方	方	方	方	方
方	円	円	円	提	当	積	る	千	千	円	円	円	メ	メ	メ	メ	メ
					該	合	場	円	円	平	平	円	円	円	円	円	円

付 則

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

2 この条例による改正前の港区街づくり推進事務手数料条例別表一の部五十七の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、同部五十七の項中「、2のイ又は3のイ」とあるのは、「又は2のイ」とする。

（説 明）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十一号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。